

令和8年9月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計17件

内訳: 予算案 1件 (補正 1件)
 決算認定案 7件
 条例案 8件 (改正 8件)
 一般議案 1件

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第55号	令和8年度越前市一般会計補正予算(第4号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第56号	令和7年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第57号	令和7年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第58号	令和7年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第59号	令和7年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第60号	令和7年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第61号	令和7年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	人事・法制課	決算認定案
議案第62号	令和7年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	人事・法制課	決算認定案

-1-

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第63号	財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正について	財務企画課	条例案(改正)
議案第64号	越前市情報公開条例の全部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第65号	越前市附属機関設置条例の一部改正について	財産管理課	条例案(改正)
議案第66号	越前市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	市民協働課	条例案(改正)
議案第67号	越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について	社会福祉課 こども未来課	条例案(改正)
議案第68号	越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について	こども未来課 教育振興課	条例案(改正)
議案第69号	越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について	上下水道課	条例案(改正)
議案第70号	越前市立学校設置及び管理条例の一部改正について	教育振興課	条例案(改正)
議案第71号	市道路線の認定及び廃止について	都市整備課	一般議案

-2-

2 報告案件 6件

報告番号	報告名	所属課
報告第16号	令和7年度越前市一般会計継続費精算報告について	財務企画課
報告第17号	令和7年度越前市決算に係る健全化判断比率等について	財務企画課
報告第18号	令和7年度越前市水道事業会計継続費精算報告について	上下水道課
報告第19号	令和7年度越前市下水道事業会計継続費精算報告について	上下水道課
報告第20号	賃貸借契約の締結の報告について	デジタル政策課
報告第21号	賃貸借契約の締結の報告について	こども未来課

-3-

条例案 8件(改正 8件)

議案第63号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正について

概 要	地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、財政事情の公表回数等の改正を行うもの		
主な内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、次のとおり見直しを行うもの		
		現行	改正後
	公表回数	年2回	年1回
	公表時期	6月及び12月	12月
	公表事項	・前年10月1日から3月31日までの期間における財政事情(6月公表分) ・4月1日から9月30日までの期間における財政事情(12月公表分)	・4月1日から9月30日までの期間における財政事情
	※ 市ホームページにおいて、財政事情のほか、予算書・予算の概要、決算書、健全化判断比率などを公表している。		
施行期日	令和9年4月1日		
所 属 課	総合政策部 財務企画課		

-4-

議案第64号 越前市情報公開条例の全部改正について

概 要	デジタル時代に適応する新しい情報公開制度として見直しを行うため、越前市情報公開条例の全部を改正するもの
主な内容	越前市情報公開条例が施行されてから20年が経過し、その間、急速な社会のデジタル化によりインターネットをはじめとした多様なデジタルツールが身近になったことから、デジタル時代に適応する情報公開制度として見直しを行うため、越前市情報公開条例を改正するもの 主な改正内容 1 電子メール等による開示方法の追加 情報の開示方法について、閲覧やコピー、電磁的記録媒体(CD-R など)を送る方法に加え、電子メールなどのインターネットツールを利用して電子化した文書を送ることができるようにするもの 2 受益者負担等を考慮した手数料の設定 (1) 電子データで開示する場合の費用 電子データで文書を開示する場合の費用を、国の制度を参考に新たに定めるもの。これまで実費としていただいていたコピー代なども含め、手数料として整理するもの (2) 情報公開制度の利用に係る手数料 情報公開制度を利用する人としいない人との負担の公平性の観点から、開示を受ける人に手数料の負担を求めるもの 手数料は、300円(市民等については0円)に、上記(1)の実費相当額を加えた額とする。 ・ 300円は、国や他自治体の情報公開制度の手数料を参考にした額 ・ 市民等は、市税などを通じて行政サービスの費用を負担していることを考慮し、300 円については0円とする。 ・ 市民等とは、市民のほか、市内に通勤、通学する者、市内に事務所等を持つ者、市内に固定資産を所有する者 ・ 郵送による開示を希望する場合は、手数料とは別に郵送料を負担

-5-

(手数料部分の変更内容) ※太字部分が実質的な変更箇所																							
改正前	<table><tr><td colspan="2">実費として徴収</td></tr><tr><td>開示の実施方法</td><td>実費</td></tr><tr><td>閲覧</td><td>無料</td></tr><tr><td>紙による交付</td><td>白黒 10円×ページ数 カラー50 円×ページ数</td></tr><tr><td>CD-R などによる交付</td><td>媒体代</td></tr></table>	実費として徴収		開示の実施方法	実費	閲覧	無料	紙による交付	白黒 10円×ページ数 カラー50 円×ページ数	CD-R などによる交付	媒体代												
実費として徴収																							
開示の実施方法	実費																						
閲覧	無料																						
紙による交付	白黒 10円×ページ数 カラー50 円×ページ数																						
CD-R などによる交付	媒体代																						
改正後	<table><tr><td colspan="2">手数料として徴収</td></tr><tr><td colspan="2">手数料（固定額部分）</td></tr><tr><td colspan="2">開示請求 1 件につき 300円(市民等については0円)</td></tr><tr><td colspan="2">+</td></tr><tr><td colspan="2">手数料（実費相当額部分）</td></tr><tr><td>開示の実施方法</td><td>開示の実施に要する費用(実費相当額)</td></tr><tr><td>閲覧</td><td>無料</td></tr><tr><td>紙による交付</td><td>白黒 10円×ページ カラー50 円×ページ数</td></tr><tr><td rowspan="2">CD-R などによる交付</td><td>紙文書 媒体代+10円×ページ数</td></tr><tr><td>電子文書 媒体代+210円×ファイル数</td></tr><tr><td rowspan="2">メール等による交付</td><td>紙文書 10円×ページ数</td></tr><tr><td>電子文書 210円×ファイル数</td></tr></table>	手数料として徴収		手数料（固定額部分）		開示請求 1 件につき 300円(市民等については0円)		+		手数料（実費相当額部分）		開示の実施方法	開示の実施に要する費用(実費相当額)	閲覧	無料	紙による交付	白黒 10円×ページ カラー50 円×ページ数	CD-R などによる交付	紙文書 媒体代+10円×ページ数	電子文書 媒体代+210円×ファイル数	メール等による交付	紙文書 10円×ページ数	電子文書 210円×ファイル数
手数料として徴収																							
手数料（固定額部分）																							
開示請求 1 件につき 300円(市民等については0円)																							
+																							
手数料（実費相当額部分）																							
開示の実施方法	開示の実施に要する費用(実費相当額)																						
閲覧	無料																						
紙による交付	白黒 10円×ページ カラー50 円×ページ数																						
CD-R などによる交付	紙文書 媒体代+10円×ページ数																						
	電子文書 媒体代+210円×ファイル数																						
メール等による交付	紙文書 10円×ページ数																						
	電子文書 210円×ファイル数																						
3 情報公開・個人情報保護審査会の権限等を条例化																							
これまで各実施機関の規則で規定していた情報公開・個人情報保護審査会の権限や審査請求に関する手続について、市民の権利保護に関わる重要な制度として安定性と透明性を高めるため、条例に規定するもの																							
施行期日	令和9年4月1日																						
所 属 課	総務部 人事・法制課																						

-6-

議案第65号 越前市附属機関設置条例の一部改正について

概 要	公共施設のあり方を検討するため、附属機関を設置するもの
主な内容	人口減少などによる施設需要の変化や、施設の老朽化に伴う、維持・更新費用の増大などの課題に対応するため、市長又は教育委員会が必要と認める場合に、関係者や市民、外部有識者などにより、施設のあり方（更新、継続、統廃合、複合化、民間活力の活用など）について調査・審議する「公共施設あり方検討委員会」を設置いたそうとするもの ・ 構成員 諮問ごとに10人以内 ・ 報酬額 委員長8,200円、委員7,700円を基本とし、諮問ごとに定める。 ※なお、今年度は、しきぶ温泉湯楽里のあり方について調査・審議するための「公共施設あり方検討委員会（しきぶ温泉湯楽里あり方検討専門委員会）」を設置予定
施行期日	公布の日
所 属 課	総務部 財産管理課

議案第66号 越前市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

概 要	地方自治法施行規則の改正に伴い、越前市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正するもの		
主な内容	地方自治法施行規則の改正による認可地縁団体に係る告示制度等の見直しに伴い、条例において引用している条項に移動が生じることから、当該引用条項の変更を行うもの		
	条例における引用条項		
	条例中の引用箇所	地方自治法施行規則の引用条項	
		現行	改正後
	第2条第1号	第19条第1項第1号へ	第18条の3第1項第6号
第13条	第19条第1項第1号ト	第18条の3第1項第7号	
	※ 本改正は引用条項の変更のみであり、認可地縁団体印鑑登録制度の内容に変更なし		
	(参考)認可地縁団体に係る告示制度の見直し内容(地方自治法施行規則の改正内容)		
	個人情報保護の観点により、認可地縁団体の告示事項等から、代表者等の住所を除くもの		
施行期日	令和8年10月1日		
所 属 課	総務部 市民協働課		

議案第67号 越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

概 要	社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴い、越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正するもの
主な内容	1 内容 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」(略称:DX 審査支払機構)に変更されることに伴い、同機構からの報告に基づき医療費助成額を決定する規定を設けている次の条例について、引用する法人名称を改めるため、所要の改正をいたそうとするもの 2 対象となる条例 ① 越前市子ども医療費の助成に関する条例 ② 越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例 ③ 越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
施行期日	令和8年10月1日
所 属 課	市民福祉部 社会福祉課／こども未来課

議案第68号 越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について

概 要	越前市家久保育園及び越前市吉野幼稚園を統合し、新たに越前市よしのこども園を設置するとともに、現在休園している越前市坂口幼稚園、越前市王子保幼稚園及び越前市味真野幼稚園を廃止とするもの
主な内容	1 越前市よしのこども園の設置について 越前市家久保育園及び越前市吉野幼稚園を統合し、新たに越前市よしのこども園を設置する。 2 越前市坂口幼稚園、越前市王子保幼稚園及び越前市味真野幼稚園の廃止について 越前市坂口幼稚園及び越前市王子保幼稚園については令和3年度以降、越前市味真野幼稚園については平成28年度以降、園児数が0人の状態が続いており、これまで休園として対応してきた。 休園期間中に入園希望はなく、幼稚園として継続して運営する実態がないものと判断した。また、幼児教育の機能は認定こども園の中で確保しつつ、保育ニーズにも対応できる施設体系へ整理していくことが現在の利用実態に即していることから、このたび、これらの園を廃止とするもの
施行期日	令和9年4月1日
所 属 課	市民福祉部 こども未来課 / 教育委員会事務局 教育振興課

議案第69号 越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

概 要	地方公営企業法の改正の趣旨を踏まえ、業務の状況を説明する書類の作成回数等の改正を行うもの		
主な内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の一部改正の趣旨を踏まえ、次のとおり見直しを行うもの		
		現行	改正後
	作成回数	年2回	年1回
	作成期限	5月31日及び11月30日	11月30日
	作成事項	・5月31日作成分については、前年10月1日から3月31日までの期間における業務の状況 ・11月30日作成分については、4月1日から9月30日までの期間における業務の状況	・4月1日から9月30日までの期間における業務の状況
施行期日	令和9年4月1日		
所 属 課	建設部 上下水道課		

-11-

議案第70号 越前市立学校設置及び管理条例の一部改正について

概 要	坂口小学校を令和9年4月から神山小学校に統合し、また、武生第二中学校坂口分校を令和10年4月から武生第二中学校本校に一本化するもの		
主な内容	坂口地区の子どもたちにとってより良い教育環境の在り方について、保護者、地区住民、学校関係者等において話し合いを重ねてきた結果は、次のとおりである。		
	1 坂口校について		
	(1) 坂口小学校は、令和9年4月から神山小学校に統合		
	(2) 武生第二中学校坂口分校は、令和10年4月から武生第二中学校(本校)に一本化		
	2 令和9年4月からの児童生徒の通学先について		
	令和8年度の学年	令和9年度	
		学年	通学先
	小学2年生	小学3年生	神山小学校へ通学する
	小学3年生	小学4年生	神山小学校へ通学する
	小学4年生	小学5年生	神山小学校へ通学する
	小学5年生	小学6年生	神山小学校へ通学する
	小学6年生	中学1年生	武生第二中学校(本校)へ通学する
	中学1年生	中学2年生	武生第二中学校(本校)へ通学する
	中学2年生	中学3年生	武生第二中学校坂口分校で1年間学校生活を送る
	※ 令和8年度の新小学1年生の入学者はいない。令和8年度は、坂口小学校と神山小学校の各学年において、学校行事等の機会を活用し、1年間を通じて児童同士の交流を深める取組を進めている。		
施行期日	坂口小学校の廃止に係る規定 令和9年4月1日 武生第二中学校坂口分校の廃止に係る規定 令和10年4月1日		
所 属 課	教育委員会事務局 教育振興課		

-12-

一般議案 1件

議案第71号 市道路線の認定及び廃止について

概 要	道路法第8条第2項並びに第10条第1項及び第3項の規定に基づき市道路線を認定し、及び廃止しようとするもの				
主な内容	各区長から要望のあった3路線及び吉野瀬川ダム監視所までの道路1路線を市道として認定し、区長から要望のあった1路線を廃止するもの				
	1 認定する路線				
		路線名	起 点	終 点	延長(m)
	1	市道第 1360 号線	豊町 9 字 29 番 1 先	豊町 9 字 23 番 19 先	157.0
	2	市道第 4555 号線	稲寄町 22 字 1 番 9 先	稲寄町 23 字 1 番 20 先	172.9
	3	市道第 4556 号線	稲寄町 23 字 9 番 1 先	稲寄町 23 字 1 番 29 先	237.5
	4	市道第 3648 号線	広瀬町 66 字 5 番 4 先	広瀬町 186 字 44 番 4 先	1,350.4
	合 計				1,917.8
	2 廃止する路線				
		路線名	起 点	終 点	延長(m)
	1	市道第 4490 号線	大屋町 48 字 17 番 先	大屋町 48 字 11 番 2 先	140.0
所 属 課	建設部 都市整備課				

報告案件に係る説明資料

報告第20号 賃貸借契約の締結の報告について

概 要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により市が賃借人となる契約金額 2,000万円以上の賃貸借契約の締結を報告するもの	
主な内容	1 契 約 の 名 称	ネットワーク強靱化システム賃貸借
	2 契 約 の 目 的	ネットワーク強靱化システムを構成するサーバ機器等の賃貸借期間満了に伴う機器の更新及びソフトウェア等の調達
	3 契 約 金 額	170,346,000円(税込)
	4 契 約 の 方 法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第8号該当)
	5 契約の相手方	(1) PFU ITサービス株式会社北陸営業部(福井市大手3丁目2番1号福井ビル) (2) FLCS株式会社福井営業所(福井市春山1丁目7番3号)
	6 契 約 締 結 日	令和8年6月22日
	7 契 約 の 期 間	令和9年3月1日から令和 14年2月29日まで(賃貸借の期間)
所 属 課	総合政策部 デジタル政策課	

報告第21号 賃貸借契約の締結の報告について

概 要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約の締結を報告するもの	
主な内容	1 契約の名称 定期建物賃貸借契約 2 契約の目的 越前市屋内遊び場として使用する施設の賃貸借 3 契約金額 月額453,662円(税込) 賃貸借期間の予定総額 52,741,865円(税込) ※1㎡あたり月額1,100円(税込) 面積412.42㎡ 4 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 5 契約の相手方 中部土地開発株式会社(越前市横市町第34号5番地) 6 契約締結日 令和8年6月30日 7 契約の期間 令和8年7月24日から令和18年3月31日まで(賃貸借の期間)	
所 属 課	市民福祉部 こども未来課	